

[研究論文]

超少子化と年金フリーライダー問題

中 西 泰 之

1. はじめに

第2次ベビーブームもすでに30歳代半ばとなり、第3次ベビーブームは幻に終わった。最新の将来推計人口によると、この世代の1/3は生涯にわたって子を産み育てることがない。また、無子ではなくても、この世代の1/5近くは1子しか産み育てない。つまり、第2次ベビーブームとそれ以降の世代の過半は無子に終わるか1子しか次世代を養育しない¹⁾。公的年金の持続可能性の真の問題はここにある。このままでは第2次ベビーブームとそれ以後の世代の過半は、年金の真のコストを払わないフリーライダーとなるが、そのような多数のフリーライダーを支えることは不可能である。最新の人口推計に基づくなら、今世紀半ばには、2004年の年金改革による保険料率の上限18.30%では、所得代替率50%で受給しうる高齢者は4割強（すなわち2子以上を育てた人々）で、残り6割近くの人々が受給すべき年金保険料の原資は全く存在しなくなるし、次世代を育成しなかったフリーライダーにも区別なしに年金受給がなされるとするなら、所得代替率はわずか21.5%になる。したがって、何らかのフリーライダー対策をとらざるをえないことは確実である。もちろん、どのようなライフスタイルをとるのかは個人の自由であり、最大限に尊重されるべきものである。問題は、ある特定のライフスタイルをとれば自動的にフリーライダーになってしまうという現在の制度の不備なのである。公的年金制度においても負担と受益のバランスをとる改革が必要なのである。

最新の中位推計によれば、わが国は今後半世紀にわたってTFRが1.3に満たない超少子化社会から回復しない。わが国の少子化対策は主に働く女性への両立支援策として行われてきたが、その失敗の意味は何であったか、なぜこれほどまでに超少子化がすすんだのか、超少子化と公的年金との関連、年金フリーライダー対策と超少子化対策、について順次論じていく。

2. 出産離職と未婚化

わが国の少子化対策が両立支援策を重点としてきたのは、現実に次のような事実があるためである。すなわち、いまでも結婚前に有職であった女性の26%が結婚を機に離職するし、第1

受付日 2007.11.1

受理日 2007.12.17

所 属 福井県立大学経済学部経済学科

子出産前後で比較すると、65%が離職する。結婚前に有業であった女性のうち、出産後も有業である女性は26.1%・4人に1人でしかない²⁾。別の調査でも、第1子出産により6割以上の妻が離職するという結果がでている³⁾。では、どのような理由で、出産離職がこのように広範に見られるのであろうか。

通常の解釈によれば、妻が専業主婦ではなく有職の場合であっても、家事および育児の負担の大部分が妻にかかるからである。そうなるのは、第1にわが国ではまだまだ夫婦間の性別役割分業が強固に残存しているからであり、第2に正社員であっても女性の賃金水準は男性よりも相当に低く家庭内でのパワーバランスは夫の側に傾きがちであるからであり、第3に労働時間も通勤時間も（特に子育て年齢で）きわめて長いからであり、第4に乳幼児保育にしろ学童保育にしろ（前者は特に都市部で）まだまだ不十分であるからである。したがって、育児と仕事の両立を求める場合に、妻たちはきわめて大きな困難に遭遇し、多くは両立を諦めざるを得なくなる。こうして、働く意思も能力も十分にある若い女性たちが出産にともない離職を余儀なくされているし、それに加えて、子育て後に仕事を求めて、低賃金で単純労働のパートになる以外の道はほとんどない。この結果、出産離職にともなう逸失所得はきわめて大きい。この困難と機会費用の高さが、結婚離れ・出産離れの主原因となっている、というのである。この解釈によれば、必要とされているのは、出産後にも無理なく仕事が続けられるようとする両立支援策である。そして、行政側は基本的にこのような立場にたってきた。

しかし、別の解釈もまた可能である。冒頭に述べたように結婚前に有職であった女性の26%が結婚退職する。その理由をたずねると、「勤め先の雰囲気」が16.2%あるが、「結婚に伴う転居」が最多の41.3%、「夫の収入等だけで十分」が15.9%、「その他」19.5%、「特に理由はない」が7.1%を占める。必ずしも両立不能とまではいいにくいケースが相当あることがわかる⁴⁾。また、「子どもが3歳くらいまでは、親は育児に専念した方がよい」に賛成する妻はいまでも8割を超える⁵⁾。「3歳児神話」と呼ばれるものは、いまだに強固に存在している。これらからも推測されるのは、仕事よりも育児を積極的に選択した結果として出産離職する妻が相当数存在するということである。2005年の調査でも、女性のライフコースとして、専業主婦（19.0%）か再就職（33.3%）を理想とする独身女性が計52.3%で過半数に達するのに対し、両立を理想とするのは30.3%である⁶⁾。必ずしも、出産離職の多くが両立困難のためとはいいがたい。

この後者の解釈が重視する側面に注目すると、現に実現している出産のおそらく過半は、妻の出産による離職を（少なくとも一時的には）可能にするだけの経済的条件を持つ結婚の内部で選択された出産である。あるいは同じにならうが、結婚相手の選択に際しては、結婚・出産離職がなんとか可能になりそうな結婚が選択されており、その結果として結婚・出産離職がこれほどまでに多い、ともいえるであろう。

このようにみなすと、晩婚化・未婚化・非婚化あるいは若者の結婚離れとは、経済的に豊か

超少子化と年金フリーライダー問題

な結婚の実現可能性が持続的に低下したために生じていることになる。端的にいえば、「おいしい結婚」が難しくなってきているからであり、出産・子育てもまた「おいしい」とはいえなくなっているから結婚と出産からの逃避・逃走・撤退が生じている、ということだ。したがって、超少子化傾向からの反転回復をもたらすために求められる政策とは、結婚・出産によって実現する生活が、独身生活よりも経済的に一層豊かであるようにするための政策であらねばならない、ということになる。

これら2つの解釈がもたらす政策上の帰結は大きく異なっている。行政側は前者の立場に立つて両立支援策を拡充してきたし、後者については、よく知られているように、パパ活サイト・シングル説や若年女性の新・専業主婦志向といった論点を通じて、行政側の現実把握の一面性が強く指摘されてきた。しかし、現実の未婚率の上昇と有配偶出生率の低下をこれらの2つの解釈のどちらか一方によってすべて説明することはできず、各々の政策はどちらも有効性をもつ、というのが真実であろう。両立支援策によって結婚と出産が促進される人々もいるし、離職が経済的困難をもたらさないような状況の成立によってはじめて結婚と出産が促進される人々もいる。だから、重要なことは、従来の少子化対策が両立支援（というか就業継続促進策）に一方的に偏っていたことを認識し、見過ごされてきた子育て片稼ぎ世帯の経済的な困難を大きく改善していく政策を大胆に打ち出すことである。

前者の従来の政策は、出産の前後を通じて妻の就業を継続させることによって、子育てによる機会費用の低減を狙うものであり、後者は子育て費用の直接の軽減を狙うものである。前者は就業継続の意思のある有職女性のみを対象としているのに対し、後者の対象は一層広範囲にわたる。前者は（意図的かどうかは別にして）必然的に高学歴・高収入で有力企業に勤める正社員女性たちの優位性を維持・向上させるものとなりがちであり、いわゆる勝ち組女性に有利で、格差固定的な意味合いをもつが、後者は必ずしもそのような格差あるいは不平等を拡大再生産する傾向を持たない。このように、前者のみを優先するのは行政のあり方として偏っているし、少子化対策としての効果はなかったといってよい。

昨2006年6月には「新しい少子化対策について」が決定されて「骨太方針2006」にも盛り込まれ、一応は方向転換がめざされることになった。それでも重点は前者に置かれたままであり、後者に属する少子化対策はあいかわらず乏しいままである。両立支援策の偏重が少子化対策としては失敗であったことは『平成18年度版 少子化社会白書—新しい少子化対策の推進—』でも認められており、「1990年代半ばからの従来の対策のみでは少子化の流れを変えることができなかつたことを深刻に受け止める必要がある」というのであるが、「親が働いているかいないかにかかわらず、すべての子育てを支援するという観点も加えて」というのみで、あいもかわらず予算のかからない施策を並べ立てるだけである。「少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換⁷⁾ という言葉も、いつものことではあるが、空しいものに思える。

少子化の本質的な原因に立ち戻れば、既婚女性への両立支援策に偏ることなく、当然のこととして、後者の政策（すなわち、子育て世帯への根本的な経済的支援によって、子育て費用を削減させる施策）を全面的に展開すべきである。前稿⁸⁾では、子育て手当の抜本的な拡充について論じたが、本稿では年金と超少子化の問題に限定して論じる。その前に、まず最新のわが国の少子化状況について概観しておこう。

3. 「平成18年12月推計」が描きだす日本人口の未来

(1) 合計出生率の将来推計値

国立社会保障・人口問題研究所は、2005年国勢調査の第一次基本集計結果を受けて、昨2006年12月に通算して13回目となる「日本の将来人口推計」を発表した⁹⁾。わが国では1971～74年の第二次ベビーブームをピークとして、それ以降一貫して出生率・出生数の低下・減少傾向が続いてきたが、従来公表されてきた将来推計は出生率の回復を予想しては外れるのが常であつたために、過大評価の代名詞のようになってしまい、年金財政問題と絡んだ政治的な意図をもつ作為の反映ではないかと疑われ、大本営発表と言われたことさえあった。

しかし、この「平成18年12月推計」では趣が異なっており、従来のような出生率の反転上昇を見込むことは後景に退いている。出生率の反転上昇は『出生等に対する希望を反映した人口試算』の公表に当たっての人口構造の変化に関する議論の整理¹⁰⁾で語られており、将来人口推計とは別建てでなされている。図表1は死亡中位仮定のもとでの、合計出生率の中位・高位・低位仮定による推計値である。これによると、出生中位推計では、今後50年間わが国の合計出生率はほぼ1.26以下で現状の値を上回ることはない。2003年以降の超低出生力の状態のまま（昨2006年を例外として）半世紀が経過するというのである。出生高位推計では合計出生率がやや持ち直しているが、それでも丙午の年の出生率にも届かず、1990年の水準にとどまる。低位推計では合計出生率はさらに低下して、現在の東京都なみの水準1.0にまで落ち込んでしまうことになる。

この新推計と同年同月に発表された『平成18年度版 少子化社会白書』では、「出生率の低下傾向を反転させる」ことを同年に策定された「新しい少子化対策」の目標としている¹¹⁾のであるが、従来の少子化対策と量的にも質的にも異なった真に抜本的な対策への飛躍がない限りは、出生数は当然のことながら出生率でさえも反転上昇など見込めず、半世紀あるいはそれ以上ものあいだ超少子化社会が現実のものとなろう。

(2) 出生数と人口構造

では、出生数はどのように推移するのであろうか。図表2からわかるように、出生数はやはり第2次ベビーブームの200万人台をピークとして減り続け、第3次ベビーブームが空振りに

超少子化と年金フリーライダー問題

図表 1a 合計出生率の実績値

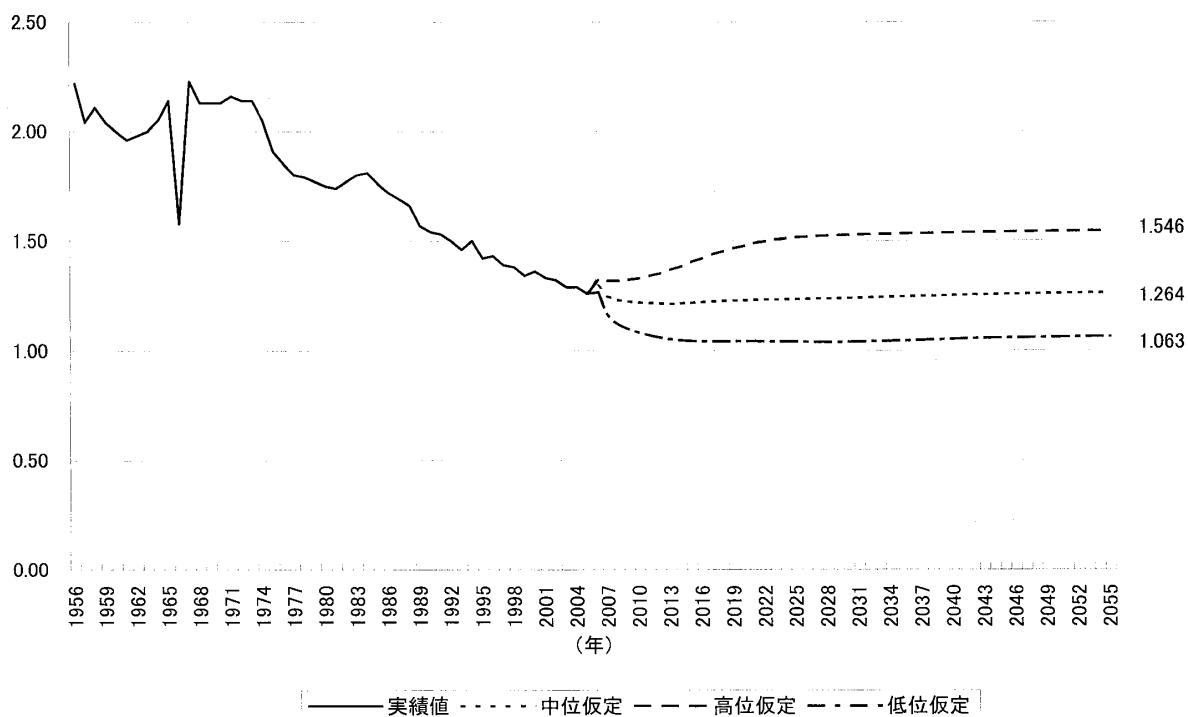
年次	総数	年次	総数
1947	4.54	1977	1.80
1948	4.40	1978	1.79
1949	4.32	1979	1.77
1950	3.65	1980	1.75
1951	3.26	1981	1.74
1952	2.98	1982	1.77
1953	2.69	1983	1.80
1954	2.48	1984	1.81
1955	2.37	1985	1.76
1956	2.22	1986	1.72
1957	2.04	1987	1.69
1958	2.11	1988	1.66
1959	2.04	1989	1.57
1960	2.00	1990	1.54
1961	1.96	1991	1.53
1962	1.98	1992	1.50
1963	2.00	1993	1.46
1964	2.05	1994	1.50
1965	2.14	1995	1.42
1966	1.58	1996	1.43
1967	2.23	1997	1.39
1968	2.13	1998	1.38
1969	2.13	1999	1.34
1970	2.13	2000	1.36
1971	2.16	2001	1.33
1972	2.14	2002	1.32
1973	2.14	2003	1.29
1974	2.05	2004	1.29
1975	1.91	2005	1.26
1976	1.85	2006	1.32

図表 1b 合計出生率の今後の推移

年次	中位仮定	高位仮定	低位仮定	年次	中位仮定	高位仮定	低位仮定
2006	1.2942	1.3243	1.2662	2031	1.2394	1.5277	1.0389
2007	1.2467	1.3170	1.1626	2032	1.2408	1.5289	1.0397
2008	1.2297	1.3179	1.1185	2033	1.2422	1.5301	1.0407
2009	1.2232	1.3214	1.0980	2034	1.2436	1.5311	1.0419
2010	1.2184	1.3282	1.0806	2035	1.2450	1.5322	1.0433
2011	1.2152	1.3383	1.0666	2036	1.2465	1.5332	1.0448
2012	1.2135	1.3516	1.0560	2037	1.2479	1.5342	1.0463
2013	1.2134	1.3677	1.0486	2038	1.2492	1.5351	1.0478
2014	1.2148	1.3853	1.0441	2039	1.2505	1.5360	1.0491
2015	1.2171	1.4033	1.0418	2040	1.2517	1.5368	1.0504
2016	1.2199	1.4210	1.0410	2041	1.2528	1.5376	1.0516
2017	1.2227	1.4376	1.0411	2042	1.2538	1.5383	1.0527
2018	1.2252	1.4528	1.0415	2043	1.2548	1.5389	1.0538
2019	1.2273	1.4664	1.0421	2044	1.2557	1.5395	1.0547
2020	1.2289	1.4783	1.0425	2045	1.2566	1.5401	1.0556
2021	1.2302	1.4885	1.0426	2046	1.2574	1.5407	1.0564
2022	1.2311	1.4971	1.0423	2047	1.2582	1.5412	1.0571
2023	1.2320	1.5042	1.0417	2048	1.2589	1.5418	1.0578
2024	1.2328	1.5100	1.0409	2049	1.2597	1.5424	1.0584
2025	1.2335	1.5145	1.0400	2050	1.2604	1.5429	1.0591
2026	1.2343	1.5181	1.0393	2051	1.2611	1.5435	1.0598
2027	1.2351	1.5209	1.0386	2052	1.2618	1.5441	1.0605
2028	1.2360	1.5231	1.0383	2053	1.2625	1.5447	1.0613
2029	1.2371	1.5249	1.0382	2054	1.2632	1.5454	1.0622
2030	1.2382	1.5264	1.0384	2055	1.2640	1.5461	1.0630

出所：abcとも、『人口の動向 2007』および『日本の将来推計人口 平成18年12月推計』より。

図 1c 合計出生率の実績値と 3 仮定



終わった結果、反転上昇の期待もむなしく現在は半数の100万人台にまで減少してきている。出生中位（死亡中位）仮定によれば、今後50年間というものの出生数は一貫して減少を続け、2048年にはさらに半減して50万人を切り、その後も減少が続くことになる。出生低位（死亡高位）という最悪の仮定では50万人を切るのはさらに早く現在から30年後の2037年である。出生高位（死亡低位）という最大限に有利な仮定の下では推計期間中の半減は免れるが、それでも出生数の減少は一貫したものであり、もはや出生数の減少傾向の反転上昇などまったく見込めない。

この結果、2005年の実績値と出生中位（死亡中位）仮定による50年後の人口推計値は、以下に示すように驚くべきものになる¹²⁾。

総 人 口 :	1億2777万人	→	8993万人
年少人口（0～14歳）:	1759万人（13.8%）	→	752万人（8.4%）
生産年齢人口（15～64歳）:	8442万人（66.1%）	→	4595万人（51.1%）
老年人口（65歳以上）:	2576万人（20.2%）	→	3646万人（40.5%）

総人口は3784万人・29.6%の減少、0～14歳の年少人口は1007万人・57.2%の減少、15～64歳の生産年齢人口は3847万人・45.6%の減少、逆に、65歳以上の老人人口は1070万人・27.8%の増加で、人口の実に4割が高齢者という、いわば超少子超高齢社会がやってくる、というものである。この超少子超高齢社会の扶養負担を考えると、子どもが1000万人減少するが老人も同じ1000万人増加するので、上記の年齢区分だけで考えた扶養人口は増えも減りもしないが、生産年齢人口が半分近くにまで減少してしまうので、高齢者の罹病率や介護を考えれば、負担は現在の倍を超える、ということになる。ただ、上記の年齢区分は、先進国の現状にあわないので、生産年齢人口を20～64歳としてその変化を見ると、次のようになる。

総 人 口 :	1億2777万人	→	8993万人
年少人口（0～19歳）:	2418万人（18.9%）	→	1057万人（11.7%）
生産年齢人口（20～64歳）:	7783万人（60.9%）	→	4290万人（47.7%）
老年人口（65歳以上）:	2576万人（20.2%）	→	3646万人（40.5%）

0～19歳の年少人口は1361万人・56.3%の減少、20～64歳の生産年齢人口は3493万人・44.9%の減少、65歳以上の老人人口は先ほどと同じ1070万人・27.8%の増加となる。実態に即して年少人口を広く生産年齢を狭くとるのだから、先の数字以上に扶養負担は厳しくなる。つまり、2005年には65歳以上の高齢者1人を支える20～64歳の生産年齢人口は3.02人であるが、2055年

超少子化と年金フリーライダー問題

図表 2a 出生数の実績値

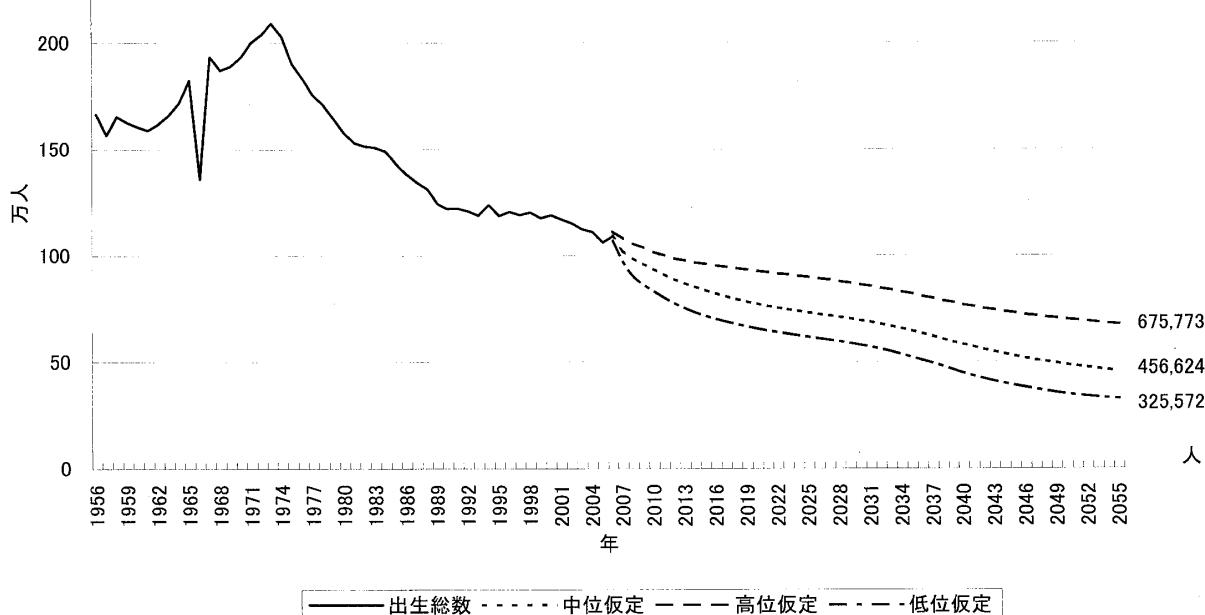
年次	総数	年次	総数
1947	2,678,792	1977	1,755,100
1948	2,681,624	1978	1,708,643
1949	2,696,638	1979	1,642,580
1950	2,337,507	1980	1,576,889
1951	2,137,689	1981	1,529,455
1952	2,005,162	1982	1,515,392
1953	1,868,040	1983	1,508,687
1954	1,769,580	1984	1,489,780
1955	1,730,692	1985	1,431,577
1956	1,665,278	1986	1,382,946
1957	1,566,713	1987	1,346,658
1958	1,653,469	1988	1,314,006
1959	1,626,088	1989	1,246,802
1960	1,606,041	1990	1,221,585
1961	1,589,372	1991	1,223,245
1962	1,618,616	1992	1,208,989
1963	1,659,521	1993	1,188,282
1964	1,716,761	1994	1,238,328
1965	1,823,697	1995	1,187,064
1966	1,360,974	1996	1,206,555
1967	1,935,647	1997	1,191,665
1968	1,871,839	1998	1,203,147
1969	1,889,815	1999	1,177,669
1970	1,934,239	2000	1,190,547
1971	2,000,973	2001	1,170,662
1972	2,038,682	2002	1,153,855
1973	2,091,983	2003	1,123,610
1974	2,029,989	2004	1,110,835
1975	1,901,440	2005	1,062,530
1976	1,832,617	2006	1,089,870

図表 2b 3 仮定による出生数の推計値

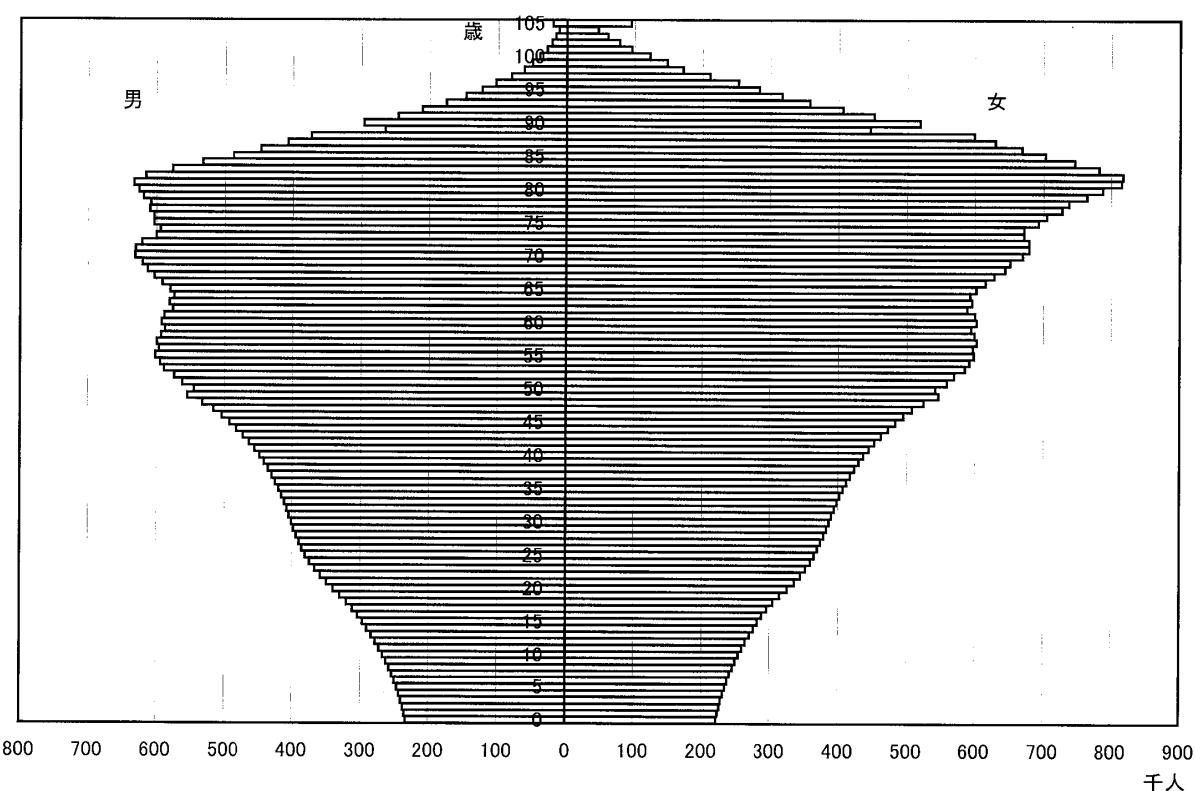
年次	中位仮定	高位仮定	低位仮定	年次	中位仮定	高位仮定	低位仮定
2006	1,089,870	1,114,719	1,068,371	2031	686,818	855,970	568,996
2007	1,022,168	1,078,982	955,464	2032	677,494	847,149	558,459
2008	986,916	1,056,419	899,674	2033	667,371	837,867	546,891
2009	959,950	1,035,310	863,395	2034	656,491	828,232	534,321
2010	934,629	1,016,491	830,080	2035	644,942	818,349	520,854
2011	911,130	1,000,471	800,237	2036	632,851	808,316	506,681
2012	889,574	987,308	774,058	2037	620,369	798,252	492,053
2013	869,963	976,602	751,374	2038	607,674	788,278	477,254
2014	852,201	967,650	731,855	2039	594,946	778,499	462,567
2015	836,110	959,768	715,020	2040	582,357	769,006	448,248
2016	821,430	952,492	700,305	2041	570,068	759,886	434,514
2017	807,861	945,602	687,203	2042	558,216	751,218	421,536
2018	795,266	939,010	675,430	2043	546,910	743,064	409,431
2019	783,674	932,658	664,835	2044	536,214	735,454	398,258
2020	773,023	926,543	655,251	2045	526,157	728,382	388,026
2021	763,265	920,687	646,495	2046	516,755	721,808	378,715
2022	754,355	915,048	638,385	2047	508,015	715,678	370,307
2023	746,167	909,507	630,758	2048	499,920	709,932	362,762
2024	738,569	903,939	623,507	2049	492,426	704,519	355,992
2025	731,420	898,269	616,536	2050	485,478	699,384	349,890
2026	724,534	892,395	609,656	2051	479,014	694,472	344,342
2027	717,682	886,161	602,629	2052	472,966	689,719	339,236
2028	710,647	879,419	595,219	2053	467,266	685,059	334,469
2029	703,259	872,119	587,239	2054	461,843	680,430	329,944
2030	695,367	864,292	578,547	2055	456,624	675,773	325,572

出所 : abcとも図表 1 と同じ。
注 : 図表 2b・2cにおいて中位仮定・高位仮定・低位仮定とは、各々出生中位（死亡中位）仮定・出生高位（死亡低位）仮定・出生低位（死亡高位）仮定による推計値の意味。

図表 2c 出生数の実績値と3仮定値



図表3 2055年の人口ピラミッド



出所：『日本の将来推計人口－平成18年12月推計－』

には1.18人に減少してしまう。図表3に掲げた2055年の人口ピラミッドを見て不安に思わない人は少ないであろう。

(3) 2055年の超少子超高齢日本は危機的状況か

しかし、単純に現役世代人口と高齢者人口との比率のみを考えて不安視するのは、問題を見誤る。そのことは、たとえば戦後の人ロ増加にもかかわらず米作農家数が減少し続けていることがコメ不足を招くことなどなかったことからもわかる。問題は労働生産性であり、何よりも重要なことは、労働生産性の上昇を図ることである。そもそも日本の労働生産性は低いとされている。社会経済生産性本部¹³⁾によれば、2004年の日本の労働生産性はOECD加盟30カ国中第19位、主要先進7カ国間では最下位であった。また、経済財政諮問会議「成長力加速プログラム」によれば¹⁴⁾、2005年現在で日本の労働生産性はアメリカの71%でしかなく、90年代半ば以降、日米間のこのギャップは開きつつある。分野別で見れば、卸・小売、運輸、飲食・宿泊、ビジネスサービスのサービス分野で、日本の生産性は米国の半分程度でしかない。そこで、労働生産性が現在の米国水準に上昇すれば、20~64歳の生産年齢人口は5526万人で足りることになる。出生中位（死亡中位）推計で2038年まではこれより多い。だから2038年（20~64歳人口5571万人）になるまで、33年間をかけて2005年のアメリカの労働生産性に平均的に追いつくこ

超少子化と年金フリーライダー問題

とができれば、日本は現状の豊かさを維持できるということになる。必要な労働生産性の上昇は年平均にすると1.1%弱である。過去10年間の実績値でも年平均1.6%とされているから、実現可能性は十二分にあり、今後もわが国の豊かさは向上を続けていくことだろう¹⁵⁾。だから、人口減少社会への突入と言っても、別に前人未踏の領域に踏み込む必要などはなく、今後一世代をかけて2005年のアメリカ並の労働生産性に達するというカメの歩みを想定しても、現在の豊かさを維持できる程度のものである¹⁶⁾。

そういうわけで、少なくとも当面はさほど心配する必要はない。しかしそれでも、先にあげた2038年という年は、第2次ベビーブーム世代が老人人口に入っていく時期にあたり、20～64歳の生産年齢人口の減少率が最大値をとる年である。その減少率は将来人口推計期間である50年をとると年平均マイナス1.18%であるが、細かく見ると、2034～44年の11年間にはマイナス1.5%を超える、ボトムの2038年にはマイナス1.974%に達する¹⁷⁾。したがって、この前後十数年間は経済成長率がマイナスとなる可能性が高くなる。

これは長らく期待されていた第3次ベビーブームが結局は幻であったためである。いま、女子の年齢別出生率によって、子どもが産まれるピーク年齢とその年齢の出生率をみてみると、1930～1960年代には出産年齢のピークが26歳で出生率は0.20～0.28であったが、1970年代にはピークが25歳で出生率は0.22～0.24となっていた。その後は結婚年齢の上昇および未婚率の上昇により、ピーク年齢の上昇とピーク年齢での出生率の低下が同時に進行する事態となった。そして2000年には出産ピークは29歳でピーク時の出生率は0.12、2005年にはピーク年齢が30歳となりピーク時の出生率は0.10と10人中1人しか出産せず、第2次ベビーブーム期の半分以下にまで低下してしまったのである¹⁸⁾。

第2次ベビーブームが出産ピーク年齢の30歳に達したのは2001～2004年であるが、2005年の最新の国勢調査結果からもわかるように各年齢層別の未婚率は第2次ベビーブームが生まれて以来ずっと変わることなく上昇を続けており、20歳代後半で男71.4%・女59.0%と半数を大きく超え、30歳代前半でも男47.1%・女32.0%となっている。これだけ多くの女性が出産ピーク年齢を独身で過ごしているのであるから、第3次ベビーブームが幻におわったのもうなづけるというものである。しかも、1990年代半ば以降の未婚化の加速は従来のように単独で生じているのではなく、有配偶出生率の低下と同時に生じている点が、注目される。この点は、第2次ベビーブーム世代が、出産ピーク年齢である30歳前後にバブル崩壊後の景気の底を迎えたこと、その数年前から就職氷河期と中高年のリストラ時代が到来し、フリーターも含め非正規社員が急増して現在までその傾向が続いていること（雇用者のうち、非正規社員は2006年年度平均で33.0%、2007年1～3月期平均で33.7%、4～6月期平均で33.2%）¹⁹⁾、成果主義が浸透したために正社員であっても将来の見通しは立てづらくなつたことなどによるものと一般に考えられている。「失われた10年」あるいは「失われた15年」によって第3次ベビーブームもまた失

われてしまったのであり、そのツケを2030年代にも支払わされることになるわけである。

しかし、かりに政府・日銀がバブルつぶしに躍起にならず、またマスメディアも三重野総裁を「平成の鬼平」などと囁くこともなく、その結果として、バブル崩壊後不況がこれほど長引くことがなかったとしても、それでわが国が低出生力に悩まされることがなかった、とは言えないであろう。最近のようにTFRが1.3を切るような超低出生力になることはなかったにしても、それでも1989年以降のアメリカや昨2006年のフランスのような2.00台のTFRなど望むべくもないことには誰も異論はあるまい。先進諸国のTFRは基本的に置換水準に達していないのであり、人口は減少していくしかない。

そこで、先ほど述べたような労働生産性の上昇を図ることが重要になっていくわけであるが、それでも、そのような対応策は、結局は、制御しえなかつた人口の変動に経済の側を適応させようとする事後的な対症療法でしかない。少なくとも当面はそのような対処によってしのぐことができるだろうが、しかし、問題はそもそもどうしてこれほどまでに出生率・出生数が落ち込んでしまうことになったのか、ということである。それがはっきりしないと、韓国や香港のような更なる出生率の低下を招きかねない。2005年には高齢者1人を現役世代3.02人で支えていたのに2055年には1.18人で支えなければならない。その先には、たとえば1.0人で支える、さらには0.8人で支えるといった法外とも思える事態がやってこないとも限らない。どうしてわが国はこれほどまでの超少子社会となってしまったのか。わが国のTFRはどうしてこれほどまでに低いのか。これを問題としなければならない。そこで、経済学の視点から少子化の根本原因に立ち戻ってみよう。

4. ライベンシュタインの出生力理論

イースタリンとクリミンズ²⁰⁾によれば、以前は一致していた現実の出生力と自然出生力とが、近代化のある時点での乖離することになった。両者の乖離以前には、出生力の抑制は望ましいとされる結婚年齢や授乳期間についての慣習のような種々の社会的規制によって無意識的に行われていたので、その分析は社会学的になされるべきものである。しかし、ある時点から、意識的・個人的な出生力の抑制がなされるようになり、現実の出生力は自然出生力から乖離するようになる。そして最終的には、各々の家族あるいは夫婦の自らの子どもに対する需要が、現実の出生力を完全に決定づけるようになった。今日の先進国はそのような完全避妊社会であるから、出生力の分析は家計の子ども需要の分析、すなわち出生力の経済学²¹⁾によってなされねばならない。以前は生存児数が過少であったために子どもの供給能力が現実の出生力を決めていたのに、いまや生存児数が増えて過大になったので、出生力は需要によって決定されることになった。では、家族の子どもに対する需要はどのような要因によって決められるのか。

出生力の経済理論の嚆矢はライベンシュタインの後進国経済成長論に見いだされる²²⁾。ここ

超少子化と年金フリーライダー問題

で必要なのは、その全体ではない。それが説明しようとしているのは人口転換すなわち近代化にともなう人口動態率の変位である。従来は、社会学的に説明されて人口転換理論と称されてきたが、ライベンシュタインが提唱するのはそれにとってかわるべき経済学的人口転換理論（正確には経済学的な出生力革命の理論）である。ここではその最初の一部分だけが必要である。ライベンシュタインによれば、出生行動は相当程度まで経済合理性で説明でき、

$$\text{追加的出生に必要な費用} < \text{追加的出生によって得られる効用}$$

となつていれば、両親は追加的な出生を望む。また、この追加的な子どもの効用には3つのタイプがある。第1に消費財としての効用、第2に生産要素として世帯所得に貢献する効用、第3に両親が高齢になったときなどのリスクを回避して生活を保障する資源としての効用、である。これらの効用うち、第2と第3のそれは、1人当たり所得が上昇するにつれ遞減していく。

ライベンシュタイン自身は後の論文で²³⁾、このような出生力の経済学的決定理論は最終的な家族規模の決定にかかわるもので、最初の子どもたちの出生に適用できない旨を述べている。しかし、それは、ライベンシュタインが対象としていた出生現象が、近代化への離陸が必ずしも十分には確定的となっていない段階での後進国経済にかかわるものであったからであろう。「第2の人口転換」期にある現代の先進諸国において、家族形成および家族規模はずつと合理的な選択の対象となっており、第1子の出生の可否からこの理論が適応されてよいものとなつており、そのことは先のイースタリンとクリミンズの議論からも理解できる。

ライベンシュタインの後、出生力の経済理論はベッカーとイースタリンを軸に発展を遂げたが、そこでは、子どもの効用は消費財としての効用のみで捉えられることになった。これは自明のことであるかのように思われるが、しかし、両親にとっての子どもの効用が消費財としての効用しか認められないのであれば、誰に対しても特定消費財の購入を強要することはできない以上は、TFRが1.3を切るような超少子化も、あるいは香港のようなTFRが1.0を切ってしまうような超々少子化も、家計の合理的な選択の結果なのであるということになり、黙って受け入れざるを得ないであろう。そう、もし出産・子育て費用と対比すべきものが本当に消費財としての効用のみであるならば。

いったい、ライベンシュタインの第2の追加所得効用そして第3のリスク回避効用（あるいは年金効用）はどこに消えて無くなってしまったのだろうか。ライベンシュタイン自身の説明では、1人当たり所得が向上するにつれて、教育訓練期間が延長されて子どもが所得を生み出すようになる年齢が上がっていくし、所得の源泉としての必要性もまたなくなっていくので、第2の追加所得効用は低下せざるをえない。この説明は十分に理解できる。

しかし、次の第3の効用は大きな問題がはらまれている。ライベンシュタインによれば、リ

スク回避効用が低下していくのは所得の向上によって両親が老後資金を自分自身で準備できるようになるからだ。しかし、その後の事実が示すように、高齢期に必要な資金を自分自身で準備できるような人は豊かな先進諸国でも少数だ。実際には、老後の経済的生活は公的年金制度に大きく依存することになった。それは現役引退後の第2の人生が20年を超えるような長期間にわたるからであり、また、高齢期に実現されるべき生活水準が上昇したためでもある。結局、人生において自立しうるのは、現役時代の健康に恵まれた期間に限られる。人生の最初期には親に依存し、後期・晚期には（資産を積み上げることのできた少数の人々を除けば）子どもに依存するか、社会保障・社会福祉に依存せざるをえない。そして、戦後の先進諸国は前者の道を捨て、社会福祉国家へと編成されていった。子ども達は親の老後保障から免れることになったが、同時にそれは子どもに対する需要の根拠を消費財効用のみに極小化させることになった。もはや子どもは純粋に親の楽しみのためだけに需要されることになったのである。自前の貯蓄で老後の生活をまかなうことができなくとも、公的年金制度に依存して高齢期をしのぐことができるのであれば、自分自身の子どもを産み育てておく必要はなく、したがって、子どもに対する需要は大きく減少した。こうして、出生率は低下し続け、人口転換理論が想定していた人口置換水準での安定化は果たされず、先進諸国は「第2の人口転換」に突入し、人口減少の危機にみまわれることとなった。純粋の消費財効用のみでは、 $TFR=2.1$ の置換水準を維持するほどの子ども需要は存在しないことが明らかになったのである。

子どもを不要にした社会福祉制度の主柱である公的年金制度は基本的に賦課方式をとっているから、少子化の進展による「高齢世代／現役世代」比率の上昇は、年金制度それ自身の基盤を揺るがすものになる。いまや、公的年金制度の維持可能性が疑問にさらされている。つまり、公的年金は第3の効用の源としての子どもを不要にしたが、そうして引き起こされた子どもの減少が年金制度の存立を危うくしている。ということは、公的年金制度はそれ自身に根本的な欠陥をはらんでいることになる。福祉国家はライベンシュタインの第3の効用を奪ったが、残された第1の効用のみでは人口の再生産は期待できず、したがって年金制度の存続自体が危ぶまれることが明らかになった。

5. 公的年金の持続可能性問題

（1）問題の所在

そこで、ありうる一つの選択肢は公的年金の廃止となる。福祉元年といわれる1973年の田中角栄政権による「5万円年金」さらには過疎地域への公共投資大盤振る舞いによる土建国家の確立は現在に至る国債の累積問題を生み出した。これは同時に第2次ベビーブーム以降の出生率の現在にいたる長期低落の始まりとぴったり一致するし、高度成長から低成長への転換とも一致する。過去44年間におよぶ土建・年金国家が累積国債と超少子化と年金危機（そしてその

超少子化と年金フリーライダー問題

背後にある低成長率経済)を生み出してきたが、このままでは若者世代と将来世代に多くの困難が押しつけられそうである。年金制度を廃止してしまえば、それに起因する世代間不公平もフリーライダー問題を含め世代内不公平も解消されるし、超少子化傾向は反転することだろう。

このような原理主義的なリバタリアンほどラディカルではなく、したがって問題の解決としては十分ではないが、耐えうるより現実的な選択肢としては基礎年金部分のみを公的年金として残し、それに伴って二階の報酬比例部分は賦課方式から積立方式に変更する、というものであろう。これは十分にありうる選択であり、経済界からの提案もなされている²⁴⁾。

賦課方式から積立方式への改革が推奨される大きな理由は、現行の賦課方式の下では高齢者と若者世代との間に大きな世代間不公平が存在するが、積立方式にすればそのような問題は発生しないということであるが、必ずしもそうではない。世代間不公平が発生するのは、

- (a) 賦課方式の下で、人口構造の変化が大きく、経済成長でカバーできない場合か、
- (b) 積立方式の下で、貨幣価値や経済成長率が大きく変化する場合で、

要するに万能の制度はないのであり、積立方式でも世代間不公平は今後の経済情勢次第で十分にありうるのである。

問題は別のところにある。すでに20年前に伊東光晴氏が論じておられることがあるが²⁵⁾、素材面・実物面から考えてみればわかるように、積立方式も賦課方式も(完全に私的な資産形成・運用方式であっても)全体としての現役世代にとっての実質的な意味は同じであるからだ。どの方式でも、高齢者が消費する物財及びサービス財は、基本的にその時点で現役世代によって生産されたものであり、後に残るのはどのような割合で分配するのかという問題だけだ。したがって、なにかある特定の方式が現役世代の負担を軽くしたり老後生活を豊かにすることはできない。ところが、年金制度というものは、それを享受する各世帯に子どもを不要とするから、その結果長期的に労働人口は減少していく。社会の総生産物を決めるのは、労働人口と労働生産性であるから、年金制度は前者の減少をもたらして社会の構成員が分割すべきパイそれ自体を長期的に大きく減少させてしまう危険があり、われわれは21世紀半ばを待たずしてその危険に直面する。パイあっての分配であり、パイを確保した後ではじめて、この総生産物を現役世代と高齢世代に分配する比率・すなわち基礎年金の水準とか、平均賃金と平均年金給付額との比率をどうするかといったことが問題にできる。

であるから、問題は年金制度のこの自己浸食的な効果をいかにして中和する仕組みを年金制度内部に組み込むか、ということであろう。つまり、労働人口の減少をある程度まで防止するような仕組みを公的年金制度自身の内部に組み込むのである。この観点から、わが国の年金問題を検討してみよう。

(2) 納付水準固定方式から負担水準固定方式へ

最新の2004年の年金改革で政府は100年安心と宣言したが、にもかかわらず、現在に至るまで、年金問題は絶えず論議され続けており、2007年の参議院選挙でも5000万件にもおよぶ「宙に浮いた年金」と呼ばれる記録漏れが大問題となった。その論議の多くは、社会保険庁の事務処理のあまりの杜撰さや年金保険料の着服など、組織の腐敗とも思われる事態に対する怒りと不安といった次元のもので、年金問題の本質にふれるものは乏しい。そもそも、2004年の年金改革で年金の骨格部分に関する「論議は終焉」した、ともされている²⁶⁾。なぜかというと、2004年改革は、従来の年金納付水準固定方式（給付される年金の水準を固定し、現役世代の保険料負担の増額を求めるもの）から、負担上限固定方式（あるいは保険料率上限固定方式。年金保険料率の負担上限を法律で定めて、給付水準は保険料等収入に合わせて順応させていくもの）へと、大きな転換をもたらしたからである。すなわち、従来の制度のままでは厚生年金保険料率は25.9%にまで上昇するはずであったが、その上限を18.30%と法定したことであり、国民年金保険料が月額2万9500円にまで上昇するはずであったが、1万6900円（平成16年度価格）を上限にしたことである。

負担率・負担額の上限設定によって、現役世代が耐えられないほどまで負担を引き受けさせられるという不安はすでに解消された。あとは年金財政が基本的に均衡するように給付水準を調整すればよい。その仕組みが今回導入されたマクロ経済スライドであり、今後の経済成長および人口構造変動に応じてスライド調整率を適切に設定していけばよいのである。法律で上限の定められた負担率の下で收支が均衡するように政令で調整率を決めることができるようになったのだから、わが国の年金制度の持続可能性はここに担保されることになり、したがって、年金問題の基本問題はここに「終焉」を迎えた、ということだ。自民党や民主党のマニフェストにも掲げられた年金一元化の問題など、残された問題はありはするが、年金制度の持続可能性の担保という根本問題の解決からみれば、それらは大きな問題ではない、ということになる。

2004年改革は大きな改革ではあったが、現役世代の負担率の上限を法定しても、その負担率の下で高齢者世代に安心して生活できるだけの年金が支給できるのか、という当然の問題は残されている。権丈善一氏は、2004年改革によって、問題は「目標労働力人口とか目標経済成長率」とかの政策課題に転換したと言われる²⁷⁾。それはそうであろうが、長期的にもそのように言っていられるであろうか。2004年のシステムで高齢期の安心を担保しうるのか、無い袖は振れぬということで最終的に高齢者にしわ寄せが来るのではないか、という不安を払拭できるだろうか。あるいは、保険料率の上限が法律で定められたとはいっても、高齢者の数も割合も増え続けるのであるから、いま以上に巨大な政治力（投票の数と率）をもつことになる高齢者が将来的に法律を変えさせて、現役世代はさらに大きな負担を強いられるのではないだろうか、という疑念を拭うこともできない。

超少子化と年金フリーライダー問題

(3) 保険料率上限固定方式から相対的年金水準固定方式へ

上記のように、2004年改革で確定給付方式は無理だとして確定拠出方式に転換したわけであるが、いずれの方式をとっても、結局は老後生活の安心を確保することはできない。そこで、現役世代と高齢世代のどちらか一方に痛みを押しつけることがないように、痛み分けの仕組みを決めようという発想がてててきた。すなわち、給付固定も負担固定も「公正さ」に欠けるから、新たな「公正さ」の基準を作ろうというのである。その「公正さ」は当然ながら、賦課方式の年金制度の維持可能性と両立するようなものでなければならない。賦課方式であるから、

$$\text{保険料収入} = \text{給付総額}$$

であるが、ここで、

$$\text{左辺} = \text{平均拠出額} \times \text{現役人口} = \text{保険料率} \times \text{平均賃金} \times \text{現役人口}$$

$$\text{右辺} = \text{平均年金給付額} \times \text{高齢人口}$$

であるから、

$$\text{相対年金水準} = \text{平均年金給付額} / \text{平均賃金} = \text{保険料率} \times \text{現役人口} / \text{高齢人口}$$

この式は簡略化されており、ここで相対年金水準というときに問題とすべきは高齢者と現役の実質生活水準であるから、平均年金給付額と平均賃金というのは各々の実質可処分所得を意味すると理解されたい。この意味での年金・賃金比率を何らかの水準で固定する「相対年金水準固定方式」に移行すべきであるというのが盛山和夫氏の議論である²⁸⁾。そして盛山氏は、この相対年金水準固定方式こそが「たとえどんなに高齢化が進んだとしても、持続可能な年金制度を構築する」²⁹⁾ ものである、と主張する。

しかし、「どんなに高齢化が進んだとしても、持続可能な年金制度」は、レトリックとしてはともかく、存在しないものである。上記の相対年金水準固定方式は実際には「ある程度までの高齢化には対応できる年金制度」である。相対年金水準固定方式とは、盛山氏が語るように「いわば「公正」に負担を分かち合う」³⁰⁾ 仕組みであり、その点では確かに優れた方式ではある。しかし、盛山氏にとっては想定外の急速な少子高齢化があれば、現役世代・高齢世代両者の共倒れに終わることは自明であろう。先にも述べたように、パイあっての分配であり、パイが縮みすぎれば人口ピラミッドは倒壊する³¹⁾。実際に両者の共倒れが生じる以前に、相対年金水準固定方式の持続可能性をさらに高めること、すなわち年金制度の自己浸食傾向を止める手立てをこうじることが必要である。目指すべきは「どんなに高齢化が進んだとしても、持続可能な年金制度」ではなく、高齢化がそれほど進まないようなメカニズムを埋め込んだ年金制度であり、それのみが真に持続可能なのである。

(4) 持続可能な年金制度とは、何をいうのか

現在の年金制度には、自らを持続可能とするような制度設計がなされていない。それどころか、充実した年金は、子ども需要を消費財効用のみに局限することによって超少子化を招き、超少子化は現役世代の人口数と対高齢人口比率の両方を低減させ、その結果、年金制度それ自体の基礎を掘り崩す。つまり、現行の年金制度は根本的に不安定で、自己浸食的であり、長期的な持続可能性に乏しい。

これはきわめて奇妙な事態である。公的年金は現代福祉国家における他のどんな国家事業よりも大きな予算規模を持っており、本稿完成段階で公表された2005年度の数字では46.3兆円で社会保障給付費87.9兆円の52.7%³²⁾にも達し、その意味では現代国家最大の使命であるはずだ。しかも、年金制度の最大の受益者である高齢者および高齢者予備軍は、高い投票率と最大規模の投票数を誇っており、きわめて大きな政治的影響力を発揮できるし、現に発揮している。加えて公的年金制度はきわめて長期にわたって存続することが当然の前提である。何らかの自己維持装置というか自動安定化装置のようなものが組み込まれていてしかるべきであろうに、そういうはなっていない。

この事態は2007年6月末現在で672兆円³³⁾にものぼる累積国債残高の問題とも似ている。要は、国民の負担と受益のバランスが崩れたまま時間がかり過ぎ、後世代に負担をつけ回しているのだが、この点で両者は同じで、本来なら一致させねばならない負担と受益とが乖離していくリンクしていない。年金財政は2003年度を除けば黒字基調であるから、政府財政問題とはまったく異なっているように見える。しかし、真に負担すべきコストと対比させれば負担は過少になっている。

公的年金制度の受益は自明で高齢世代の年金受給額である。それにリンクすべき負担は、賦課方式の下では現役世代の拠出額であり、個々人の意識あるいは受給権の面からいえば高齢者が現役時代になした拠出額である、と一般には認識されているが、そうではない。それだけでは負担は過少であり、年金制度の真の費用を弁済するものではない。

真の費用とは何か。まず、年金制度の真の費用を支払うのは現役世代である。現役世代こそがすべての財とサービスを生産するのであるから、現役世代以外に費用を負担できるものはいない。では、現役世代が年金制度に支払うべき真の負担とは何か。第1に、現役世代の親の扶養負担がある。すべての現役世代には必ず両親がいる。個人的扶養から世代的扶養に切り替えることで種々のリスクを回避しているのだから、たとえ両親がすでに死亡していても、この意味での年金保険料は支払わなければならない。通常は、これだけが負担のすべてであり、あとは拠出額に比例した年金を受給するだけであると考えられているのであるが、負担すべきは、これのみではない。まだ重要な費用分担が残っている。

ある世代はその現役時代に親世代を扶養するが、その後、高齢になったときには自分たちの

超少子化と年金フリーライダー問題

子ども世代である現役世代に扶養してもらわなければならない。であるから、現役世代は次世代を育成することなしに扶養してもらうことはできない。この次世代育成コストが支払われるべき第2の年金費用である。ところが、現状の年金制度は、この第2の費用負担を各世帯の全員の自由意思に丸投げしている。現代のわが国では子育て費用がきわめて高く、直接の経費は大卒の子ども1人当たり3千万円を超すとされている³⁴⁾。この巨額の費用負担を夫婦の自発性に任せておくような制度が持続可能であるとは考えがたい。次世代育成費用を年金制度内あるいは少なくとも社会保障制度の内部で負担する仕組みを備えて、はじめて年金制度は持続可能となる。

(5) 年金フリーライダー

結局、次世代の育成なしには年金制度の長期的存立はなし得ない。したがって、

$$\text{年金のコスト} = \text{①年金保険料負担} + \text{②次世代育成費用}$$

である。このように、年金の真のコストは保険料だけではない。それは負担する現役世代からみて、①誰にでもいる親を社会的に扶養するために現役時代に負担する年金保険料、プラス、②自分たちが高齢になった時に扶養してもらうための次世代を育成する出産・子育て費用、の2つの部分の合計額である。そこで、ごく単純に考えてみよう。

「モデル年金」で、2004年ベースで夫の平均賃金は36万円、ボーナスは3.6カ月分とされているから、事業主負担分は除き、妻は専業主婦かパートで保険料負担なしとすると、

①の年金保険料負担は、2000万円程度（保険料率の上限は18.30%）、

②の直接的子育て費用（大卒）は、1子で3000万円、2子で5000万円以上。

よって、年金のコストは、本来は7000万円あるいは9000万円（事業主負担を入れれば）となる（なお、公的年金の給付額は、2004年ベースのモデル年金では、夫婦で23.3万円、18年間の受給で総額5000万円強になる）。ところが、新規受給者の場合を考えると、

無子受給者の場合、負担は2000万円、負担率は 22～29%

1子育成受給者の場合、負担は5000万円、負担率は 55～71%

2子育成受給者の場合、負担は7000万円、負担率は 78～100%

3子育成受給者の場合、負担は9000万円、負担率は 100～129%

となり、無子世帯の負担率の低さが際だっている。もちろん、子育てには税金も投入されていて、それは納税している全世帯が負担している。無子・1子世帯の租税負担が多いとしても、

上記の過少負担分、つまり、無子世帯で5000万円（年125万円）、1子世帯で2000万円（年50万円）もの子育て支援などしているはずもない（そもそもわが国の少子化社会対策関係予算は1.5～1.7兆円で税収の4%ほどでしかない）。それをいうなら親の時間の投入と心理的負担が子育てには必須である。もちろん、次世代は年金の拠出者としてのみ社会に便益を与えるわけでもない。そこで、ここでは単純に直接費用のみを取り上げている。

ともあれ、上記の負担額・負担率からみても、②の次世代育成費用を支払わずに多子育成世帯と同額の年金を受給できるはずだと考えるのは全く根拠がない。ところが、現在の制度は保険料の拠出額（①の親の扶養費のみ）に応じて年金が支給されることになっており、真のコスト負担（①+②）に応じた支給の制度になっておらず、それどころか真のコストを隠蔽するものになっている。その結果、意図の有無は別にして、また様々の事情があるにせよ事実として子世代を産み育てるを行わない人々を見れば、子無し世帯はここでいう年金制度の真の費用の1/4を支払うに過ぎないのに、給付額は拠出に比例するから、現役時代の報酬が同額なら子育て世帯と同額を受け取ることになる。つまり、子無し世帯は子育て費用を負担しなかった分だけ現役時に豊かな消費生活を享受しかつ多額の貯蓄をなしえているはずであるが、その上、コストゼロで年金を受給する（①は親世代の扶養で消えるからコストゼロといいうる）。

子無し世帯とは逆に、子育て世帯は真の年金費用を支払ったために現役時代の消費水準は低く貯蓄も少額になる。すなわち、子育て世帯は出産以降その生涯にわたって子無し世帯への所得移転をいわれなく強制されるのである³⁵⁾。

これは伊東氏のように素材面あるいは実物面から見れば明快である。高齢者の生計は現役世代の生産によってしか維持されえないので自明である。高齢世代はかつてその親世代を扶養したが、自分たちが高齢者となったときに現役世代の生産する社会的総生産物の分け前を受け取る権利の根拠は、かつて親世代を扶養したことではなく、現役世代を産み育てたこと以外にはありえない。現在の制度では、子無し世帯はこの責務を果たすことなしに、他者の子どもに自らを扶養させる。例えば4子世帯は膨大な子育て費用を負担し、成人した4子の保険料も1子世帯で成人した1子の4倍を拠出するのだが、4子の両親の年金受給額は変わらない。成人した4子の支払う保険料は1子の両親や無子の高齢者にまわされてしまう。

このような制度の下では、出産・育児を避けてその分を貯蓄するほど有利になり、子ども数が少ないほど経済的に豊かな老後生活を送ることができる。そのような意図はないとしても、次世代育成を事実として行わなかった子無し世帯は、現役時に豊かな消費生活を送ることができるものならず、同時に多額の資産形成も可能であり、さらに現役引退後には他人が自分で育て上げた現役世代からコストゼロで年金を受給することができる。これが年金フリーライダーである。

年金の真の費用は①の年金保険料だけであるという誤解は、次世代育成が年金制度を存続さ

超少子化と年金フリーライダー問題

せる不可欠の行為であることを見ず、超少子化ひいては超々少子化を招き、年金制度の土台を掘り崩す。これは社会的ジレンマあるいは合成の誤謬の一種と考えられよう。現在の公的年金制度は①保険料負担と②次世代育成という本来の2本足ではなく、①のみの片足でたっており、本質的に不安定となっている。現在の制度設計はこの年金制度自体を危機に陥れる年金フリーライダーの存在と増大を可能にしているが、年金制度を存続可能にするためにはこのようなフリーライダーの存在に対処することが必要であり、その年金財政への影響を限定的なものにするような仕組みを組み込まなければならない。

(6) 4割近くが年金=子育てフリーライダーに

最も新しい将来人口推計では、女性の生涯未婚率は1955年出生コホートで5.8%であったが、1990年出生コホートになると23.5%、2005年出生コホートでは23.6%で以後一定と仮定されている。また、女性の50歳時点での無子率・1子率は今後急速に上昇していく、下表に見られるような驚くべき数字になる（男性は一層高い）。

図表4 平成18年将来推計人口のコホート指標（女性）

出生年	生涯未婚率 (%)	無子率 (%)	1子率 (%)	無子1子計 (%)
1955	5.8	12.7	11.8	24.5
1960	9.3	17.5	13.8	31.3
1965	12.0	22.7	16.9	39.6
1970	16.2	30.0	19.0	49.0
1975	20.0	34.3	18.9	53.2
1980	22.6	36.4	18.3	54.7
1985	23.3	37.4	18.1	55.5
1990	23.5	37.4	18.2	55.6
1995	23.6	37.4	18.2	55.6
2000	23.6	37.5	18.2	55.7
2005	23.6	37.5	18.2	55.7

出所：『日本の将来人口推計－平成18年12月推計－』21ページ。

生涯無子あるいは1子の比率は、現在30歳後半になっている第2次ベビーブーマー以降のどの世代でもほとんど同じで、55%前後の高い率になる。結局、21世紀半ばを待たず2030年代後半から、新規に年金受給者となる高齢者の1/3以上・4割近くが無子で、意図の有無は別として生涯にわたって子育て即ち年金制度を支える現役世代を産み育てるのなかつた年金フリーライダーとなる。彼らは年金維持コストの半額（雇用主負担分を除くなら1/4）しか支払わずに、他者が苦労して育て上げた現役世代から年金を受け取ることになるのである。

現在のところ、自分たちの親と同世代の人々全体を現役世代が扶養すること、すなわちフリーライダーをも扶養することに異を唱える現役世代は少数であるかもしれない。年金フリーライダーの存在はまだ大きくないから表面化してはいない。しかし、今述べたように、あと30年もすれば事情は大きく異なってくる。第2次ベビーブーマーは2030年代後半に年金受給が始まるがその1/3以上は無子なのである。その時に年金受給者となる高齢者世代は本当に「親」世代と呼べるのだろうか、と多くの現役世代は疑問に思うに違いない。新規年金受給世代の4割近くは、どのような意味でも、全然「親」ではない。現役時代に子育てしなかった人々なのだ。果たして彼らは現役時代の保険料負担と65歳になったという年齢上の要件を満たすだけで真の「親」と同じだけの年金受給の権利を保持できるのだろうか。真のコストの半額ないしは1/4しか負担していないのだから、それはありえないことだ。次世代をどの程度育成したかどうかを考慮しない年金制度では、2055年の高齢者3646万人を現役世代4290万人で支えるとして所得代替率は21.50% ($4290\text{万人} \times 18.30\% / 3646\text{万人}$) にしかならず、賃金上昇率が現状のようなありさまであれば、大半の高齢者が生活保護の対象となりかねない。年金フリーライダー問題をタブーにしておいては、公的年金制度は実質的に破綻する。

6. 年金フリーライダー問題への対処

では、どのようにして年金制度に年金維持装置・年金自己保全制度を組み込むのか。

その前に言っておかねばならないのは、先ほどもふれたように、そのような装置・制度を必ず年金制度内部に確保しなければならないかというと、必ずしもそうではない。一国の社会保障制度が全体として超少子化 ($TFR < 1.3$) にも対処できるように組織されていればそれでもよいのである。完全に公平で公正な制度などないし、社会が解決すべき問題は山積しているのだから、耐えうる限界内にあればとりあえずは了とせねばならない。少数であれば、子無し世帯に目くじらをたてる必要もない。誰でも知っているように、子どもの価値は経済的な枠にはおさまりきらず、金銭的な計算のみで割り切れるものではないからだ。

しかしながら、わが国のお社会保障は年金と医療に大きく偏っている。昨2006年にフランスの TFR が2.00と大台を回復したことで注目を集めたが、フランスの家族関係社会支出は2003年に7兆1317億円でGDP比3.02%と充実している。わが国は同年に3兆6849億円でGDPの0.75%で、フランスのGDP比の25%でしかない。厚生労働省の試算によれば、フランスと同じ施策を人口規模と年齢構造の差を考慮して2005年の日本に導入するとすれば、年間10兆6000億円もの巨費を投じなければならず³⁶⁾、消費税なら4%も税率を上げなければならない。フランスのような成功例に倣うことは必要であるが、財源的にわが国の状況下では難しい。したがって、家族関係支出などの増額を図るとともに、年金制度の自己維持装置を整備するという、双方からの対策をこうするべきであろう。このまま放置すれば出生率と出生数の傾向を変える

超少子化と年金フリーライダー問題

ことはできない。なにしろ、新規受給者の4割弱が無子で2割弱が1子であるような時代は目前に迫っているのだから。

そこで、年金制度を持続可能にするために、年金制度の内部に保険料の拠出者自身を生み出すような制度的担保を組み込むことが必要になる。それは年金の真のコストを負担した人々に報い、負担していない人々に負担を求めて実現される。したがって、保険料率および給付水準の両方あるいは少なくとも一方を変更しなければならない。すなわち、

- (A) 子育て世帯の保険料率を下げる、子無し世帯の保険料率を上げる。
- (B) 子育て世帯の年金給付水準は上げるが、無子・1子世帯については（既裁定分も含め）その給付水準を下げ、かつ、給付開始年齢を引き上げる。
- (C) 「新モデル年金」＝「2子育成モデル年金」を設定する。

これにより、負担と受益のリンクを明確にして、制度の持続可能性を高めることができる。

まず（A）について。現在でも、育児期間中の保険料の優遇措置が講じられているが、育児休業中のみ（3歳まで）である。これに限らずわが国の子育て支援は正社員の母の乳幼児期間のみに偏りすぎている。これを就労の有無を問わずに父母の双方を対象とし子育ての全期間に拡張すべきであろう。より具体的には、子育て期間（たとえば18年間）の保険料を減免すべきであろう（子ども1人につき例えれば1/3を免除。1/5でもよいからともかく減額することが重要）。ただし、子育て中か否かで企業負担が変わると雇用に影響が及ぶという問題があるので、企業負担分はそのまま変更しない方がよいであろう。この場合の負担減は年収600万円で月1.5万円程度（子ども1人で1/3免除の場合）だから、免除幅が少ない場合には、あわせて現在の児童手当・乳幼児加算を一層拡充することが必要であろう。18年間の子育て終了後は本来の保険料を適用する。子無し世帯は負担増となるが、子育て世帯も第1子出産までは子無し世帯であるから、子どもが産まれるまでの期間の負担は増えることになる。

ところで、いわゆる公的年金の給付水準とは、厚生年金に40年間加入し続けた夫と同期間第3号被保険者であった妻の受給する「モデル年金」にかんするもので、公的年金の平均賃金に対する比率をいう。この片稼ぎという世帯類型の給付水準よりも、共稼ぎや単身という類型の給付水準は低い（比率であり、金額とは異なる）。このように、すでに世帯類型によって給付水準が異なっているが、この違いには、その世帯が子育てをしたかどうか（年金制度を維持していくのに絶対的に必要な次世代を親として育成しているかどうか）とは別基準になっている。そこで、新たに子育て世帯という世帯類型を導入し、保険料の減免措置および給付水準における優遇措置を導入すべき、ということになる。これには同時に子無し世帯の保険料率は割増水準を適用し年金支給水準も引き下げるこによって真の年金のコストを子無し世帯にも分担し

てもらうことであり、この過程で徐々に真のコストについての国民的理解を高めてもらう効果もある。これが、先の（A）の提案の意味である。

もちろん、世帯類型によるこのような拠出と給付の区別を廃止して年金制度の単位を完全な個人単位に変更する場合も同様で、被保険者が親として次世代を育成しているかどうかによって、保険料の減免あるいは割増措置を講じ、また、給付水準においても優遇あるいは冷遇するのである。現在でも、専業主婦を第2号被保険者として保険料を徴収していないのは、これを子育て世帯への減免措置と考えることもできる。すなわち、この制度を専業主婦への優遇であるから廃止すべきであるというのが今日有力な議論ではあるが、この制度の意味は年金制度を長期的に存続可能にする条件である次世代育成を制度的に取り込んだことにある、とみなすこともできる。ただし、本稿冒頭で示したように、出産を契機として離職する女性は6割を超えるのではあるが、子育て世帯と専業主婦の世帯とを完全に同一視することはできない。そこで、第2号被保険者制度の存続問題は、子育て世帯への保険料減免制度へと発展的に解消するのが望ましい³⁷⁾。

次に（B）について。2004年の年金改革は、将来の保険料率の上限を設定するとともにマクロ経済スライドを導入し、将来の年金財政の均衡を図ったもので、それ自体として高く評価されてしかるべきである。しかし、それと同時に、それとは矛盾する所得代替率50.2%という受給水準をも公約してしまった。一般国民の最大関心事は、どれほどの年金を受給できるのか、ということであるから、やむを得なかつたとも思われるが、この矛盾は今後の少子化と経済成長率の動向によって反故にされてしまい、一層の年金不信をもたらす危険性がある。そもそも37%が無子で55%が無子あるいは1子という水準になってしまっても全員に十分な公的年金を給付するというのは、今後何十年も高度経済成長が続きでもしない限り不可能であろう。そこで、年金財政の均衡と所得代替率の公約という相矛盾する要求にともに応えられる制度にするために、次世代育成への貢献度の高い人々には所得代替率を公約するが、貢献度の低いグループには所得代替率は約束せず、財政計算によって可能とされる額を柔軟に支給するというものである。これは支給開始年齢の引き上げと組み合わせて実施すればよいであろう。例えば、1子の親は70歳、無子なら75歳から支給することにして段階的に引き上げていくのである。

以上のように、子の有無および子の数によって保険料も支給額も支給年齢もすべてが異なってくる。そこで、現在の「モデル年金」は40年間保険料を納付した片稼ぎ夫婦がモデルとなっているが、このモデルを変更して2人の子どもを育て上げた親を「新モデル」とし、「2子育成モデル年金」を設定する、というのが、（C）である。この「新モデル年金」の支給水準は現役世代の賃金の例えれば50%とするが、子ど�数が3人以上ならそれに応じて優遇する（TFRの回復で注目されているフランスでは3子以上を育てると年金給付は10%増額される³⁸⁾）。1人や無子の場合には、少子化が進めば進むほど所得代替率（率であって、給付額とは別）を下

超少子化と年金フリーライダー問題

げていくことになる。子どもが途中で死亡してしまった場合には養育期間に応じて処遇し、里親としての養育期間も算入する。

肝心なことは、「新モデル」である2子を養育した親には50%を約束することであり、年金財政の状況に応じて無子・1子・3子以上の親の順番で代替率を柔軟に変更していくことである。確定拠出方式と所得代替率の保障は矛盾であるから、「新モデル」＝「2子育成モデル」以外の受給者の代替率は不確定であってよいし不確定にならざるをえない。このままでは、3人育てても4人育てても所得代替率は50%に張り付き、1子はその半分程度、無子なら報酬比例部分はほとんど無意味な水準にまで激減することもありうる。

実際、2006年新推計の通りに推移すると、2055年の20～64歳人口の年金保険料を原資として所得代替率50%で年金を受給できるのは1570万人（4290万人×18.3%÷50%）、つまり、65歳以上人口3646万人の43%でしかない。図表4で示したように、1970年以降生まれの世代が高齢者の大部分を占める2055年において2子以上割合は半分以下とみてよいから、所得代替率50%の年金受給者は2子以上を育てた高齢者のみとなり、無子あるいは1子のみを育てた高齢者が受給すべき年金の原資はゼロになる（もちろん、受給開始年齢を上げたり代替率を下げることは可能だし、現に税の投入もしているのだから基礎年金部分がゼロになることはない）。

今後50年以上にわたり、2子以上の次世代を育成した親には50%を保証するが、無子・1子の場合には基礎年金のみとなりうる、という年金改革を行っても、超少子化国からの脱却は不可能であろうか？ そうは思わないが、無子の場合には基礎年金部分のみでもやむを得ないとしても、1子を育てた親に報酬比例部分を受給してもらうためにも、口先だけではない抜本的な子育て支援への拡充が必要であり、国民にはそのような納得のもとでの財政負担に応じてもらう以外はない。意識的なDINKSあるいは1子世帯ばかりではなく、産みたいが諸般の事情でやむなく無子あるいは1子となった人々もいることは当然だから、子育て支援以外にも、不妊治療支援・就労支援・住宅支援・賃金底上げ戦略なども必要になる。すべてが必要だが、現状では新規のフリーライダー対策には抵抗が大きいかもしれない。正当な負担増であり正当な給付減であるにしても、特に既裁定分の支給カットには厳しい非難が投げつけられるだろう。原則論が通じにくいのであれば、抵抗の強さに応じて柔軟に対処せざるをえないし、したがって、年金制度とは別建ての次世代育成支援・あらゆる子育て家庭に対する支援が従来よりも一層求められることになる。フリーライダー対策をタブー視してはならないが、重要なことはフリーライダーを完全に排除することではなく、社会を過度の困難なしに維持・発展していく量と質をもった次世代を育成し続けることであるからだ。

なお、本稿完成の2カ月前に出版された井堀利宏氏の著書は「個人勘定賦課方式」を現行制度からの移行が容易な次善の解決策としてあげている³⁹⁾。この方式は現役の世帯が納めた保険料が自分と配偶者双方の両親に政府を介して給付されるもので、両親の死亡により拠出義務は

なくなるし、無子の人には基礎年金の給付のみになる。子どもを多く産みきちんと育てる誘因になるから中長期的には少子化対策としても有効だと井堀氏は述べる。これは結局、実際の親子が（直接的にではなく何故か国家という中間項を経て間接的に）支え合う仕組みにしようとするものであって、自発的な支援を排除して強制的な拠出と給付を直接の親子関係に持ち込むものである。今日、公的年金の整備により親の扶養も次世代育成も現役世代の義務・責務であるという観念はまったく希薄化てしまっている（積立方式的幻想に浸っている）から、老親の実子による扶養を再構築するにも国家権力による介入なしには不可能だということであろうか。親世代も、年金に頼っていながら「子どもの世話にはならない」などと言うのだから、この問題は根深い。それはともかく、この方式には相互扶助性がなく、子どもの死亡・傷害・疾病・長期失業など多くのリスクへの対処も組み込まれていない。したがって、長命リスクの一部（井堀案では基礎年金部分の支給開始年齢は男75歳・女80歳）以外のあらゆるリスクを個々の家族で引き受けねばならない（だから「次善」の策とされるのだろう）。したがって、子どもの年金効用が復活するのはよいが、全体としては望ましい解決策とは思えない。井堀案の真の問題は、最善の策とされる積立方式への変更には、次善の策にあるような子どもの年金効用の復活策が全く組み込まれていないことである。ライベンシュタインの第3の年金効用の復活策を組み込んでこそ、最善の策といえるであろう。

7. 結び

（1）出生力の経済学の帰結

出生力の経済学によれば、現代においては子どもへの需要が子どもの供給能力に比べて少なくなってしまっており、したがって各家計の子ども需要こそが子ど�数を決定しているのだが、子ども需要は子の消費財効用に対する需要に純化している。したがって、超少子化がいずれわが国に大きな困難をもたらすとすれば、必然的に子ども需要の底上げ戦略が必要になる。

では、どのようにすれば、子ども需要の底上げができるのか？ 子どもの効用が消費財としてのそれでしかないのなら、その増大は望むべくもないであろう。したがって、需要と比較されるべき出産・子育て費用を低減させる他はない。つまり子育ての社会化である。両立支援もその一部であるが、それはわが国では従来から偏重されてきたので、その部分は是正したうえで子育ての社会化をいっそう推し進めなければならないだろう。この点でTFR2.00を実現したフランスに大きく劣っていることは先にも触れたとおりである。

子どもの需要を高めうるものとして、現代では失われてしまった第2の効用がある。生産要素として家計の所得増大に貢献するという追加所得効用である。子どもの労働力率を高めるのは無理があるが、しかし、子どもは働くなくても所得をもたらす面はあり、これを拡充することは可能である。つまり児童手当・乳幼児加算の充実および支援適用年齢の18歳あるいは20歳

超少子化と年金フリーライダー問題

までの拡大であるが、現在の額では子育て費用の多少の足しになるという程度であろう。そこで、以上に加えて大幅な多子加算をおこなえば、第2子あるいは第3子以降の子どもについて追加所得効用を復活させることも可能であろう⁴⁰⁾。

最後に第3の子どもの効用がある。リスク回避効用あるいは年金効用であり、公的年金制度が大きく破壊してしまったものである。現在の公的年金制度は保険料収入という片足で立っており大きくゆらいでいる。本来の両足で支えるべきであり、子育て費用もまた年金制度の存立に当然必要で正当な費用負担であるとの国民的合意が形成されなければならない。そのうえで子無し世帯と子育て世帯とに年金保険料と年金受給額との格差が導入されれば、第3のリスク回避効用が社会的に再建されることになろうし、子どもへの需要も底上げされるだろう。

(2) 両刃の剣から、国民的合意の建設へ

高山憲之氏の指摘を受けて金子勇氏が命名したという「子育てフリーライダー」⁴¹⁾には、これまで述べてきた年金フリーライダーもその一部として含まれているのだが、フリーライダーを論じるのは、冷静な議論を遠ざける危険のある両刃の剣なのかもしれない。というのも、そこに非難の匂いを嗅ぎとる人々が数多くいるからである。しかし、冒頭にも述べたように、問題は、ある特定のライフスタイルをとれば自動的にフリーライダーになってしまうという現在の制度の不備であり、フリーライダー自身への非難ではない。ライフスタイルにより負担と受益とに大差が生じるので、是正しなければならない、という主張にすぎないのだが。

例えば、先に注記した政治の場での専業主婦フリーライダー論などは無意味な非難の応酬に陥っているようにもみえるし、また、赤川学氏は金子氏の子育てフリーライダーの議論を否定して、子育て世帯も「支援を受ければ「ただ乗り」だ」とまで極論する⁴²⁾。これもフリーライダー論の負の影響かもしれない。赤川氏の議論は説得的な部分も多いのだが、高齢者の4割近くが無子になる近未来にこのような言説は通用しないはずだ。「学生向きに書きました」⁴³⁾ という多くの一般読者に恵まれた本によって上記のような主張がなされているのは残念である。また、赤川氏の議論の前面に出ているのは「子どもを産む／産まないという選択に対して完全に中立的な制度」⁴⁴⁾ にせよというリバリストアニズムであって、一般の読者の受ける印象は、別に産まなくても良いし今以上の負担も不要だ、というものになるだろう。実際には、赤川氏も、18歳までの子どもの養育者に月額4万円程度の子ども手当を支給するという以前の民主党の政策に概ね賛成して「年金額を1/4ほどカットして「子ども手当」にあてる」⁴⁵⁾ と述べているのであるが、後段の引用部分は注の中だし、分量的にもその印象は薄い。年金フリーライダー論に立てば、この赤川案に対しては、カットするなら無子・1子世帯のカット率は大きくすべきだと主張し（他人が苦労して育てあげた子供に多額の年金を要求できる根拠はない）、無子・1子の現役世代の年金保険料率を上げて財源にあてるのも当然ではないかと主張することにな

る。そもそも、子育てをすると金融純資産は1子につき少なくとも600万円は減少する（世帯主年齢54歳以下、1995年）のだから⁴⁶⁾。

また、子育てフリーライダー論を提唱する金子氏は30歳以上の全員が参加する「子育て共同参画社会」づくりを提起して年金保険料に「子育て基金」を上乗せすることを提案、最終的には30歳～64歳の全員による年間5万円の個人拠出と65歳以上の年金受給者からの年金1割拠出によって子育て支援をおこなうことを提案されている⁴⁷⁾。ここでも年金フリーライダー論に立てば、現役世代と年金受給者の両者に対して子ども数の多寡・子育ての有無によって拠出額・拠出率に差をつけるのが妥当ではないか、と主張することになる⁴⁸⁾。

最後に、島田晴雄・渥美由喜両氏は「保険料減免期間を、現在の育休期間のみならず、育児期間全体に広げ……世帯で子供を育成した実績を、今の年金とは別枠の「第三の年金」という形で給付する」⁴⁹⁾ 提案をされている。金子氏の提案とともに歓迎すべき案であるが、年金フリーライダー論から付け加えるべきことは、育児期間全体とは18～20年であるべきこと・子供数にみあつた多子世帯への厚遇措置があるべきこと・無子世帯と1子世帯の受給開始年齢の引き上げおよび給付額の削減をタブー視すべきではないこと、である。

長期的には社会の維持は良質でそれなりの数量の次世代を育成できるかどうかにかかっている。よく言われることであるが、わが国では職場においてはもちろん交通機関やレストランなどの利用の場面においても子育て中の親に対する視線は厳しいものがある。子どもは次代の日本をつくる宝である、という感覚を日常のものとして取り戻すことなしに超少子化時代を乗り切ることはできないであろう。そのためにも世帯類型あるいは子ども数の多寡・子の有無によって負担も受益も異なるのが当然なのだという国民的合意を形成しなければならない。それが不可能であるなら、2階部分を積立方式に変更して公的年金は低額の基礎年金のみとすることによって、フリーライダーを封じ込めるのも一つの方法であろう。しかし、それで問題がかたづくわけではない。急速な少子化が継続すれば、結局は巨額の子育て支援を実施しなければならなくなる。というのは、実物的に考えればすぐわかるように、すべての財の供給者である現役世代の少なさを積立方式が補うことはできないからだ。そして、その膨大な額の財源には、50歳時点で半数を超える無子・1子の人々により多くの負担を求めるしかないだろう。

年金フリーライダー論は両刃の剣かもしれないが、軋轢を避けてばかりでは社会の持続性が危機にさらされる。冷静な議論を積み重ねることによって、税と保険料負担が逆進的になっている高所得の人々⁵⁰⁾ はもちろん無子の人々そして1子の人々が2子以上を育てている多子世帯のために進んでより多くの負担をするような「2子3子家族応援社会」の到来が望まれる。

注：

- 1) 国立社会保障・人口問題研究所編集『日本の将来人口推計—平成18年12月推計—』

超少子化と年金フリーライダー問題

厚生統計協会、2007年。21ページ。

- 2) 内閣府『平成18年版 国民生活白書』時事画報社、2006年、第2-2-4図より算出。
- 3) 国立社会保障・人口問題研究所「第3回全国家庭動向調査 結果の概要」2006年.6月、16ページ、表3-6。調査は2003年7月1日。<http://www.ipss.go.jp/ps-katei/j/NSFJ3/NSFJ2003.pdf>
- 4) 前掲『平成18年版 国民生活白書』65ページ、第2-2-5図。
- 5) 前掲「第3回全国家庭動向調査 結果の概要」23ページ、図5-1。
- 6) 国立社会保障・人口問題研究所編集『平成17年 わが国独身層の結婚観と家族観－第13回出生動向基本調査－』厚生統計協会、2007年。59ページ。しかも、通念とは異なり、この場合の「両立」とは、パートやアルバイトとの両立をも含む。なお、金子勇氏は両立ライフを望んでM字型労働力曲線を否定する女性は少数派であることを説得的に論じている。金子勇「男女共同参画社会から「子育て共同参画社会」へ」金子勇編『講座・社会変動 第8巻 高齢化と少子社会』ミネルヴァ書房、2002年。
- 7) 内閣府『平成18年度版 少子化社会白書』ぎょうせい、2006年。すべて30ページ。
- 8) 拙稿「日本における少子化の趨勢・原因・対策」『福井県立大学論集』第26号、2005年。
- 9) 国立社会保障・人口問題研究所編集『日本の将来人口推計－平成18年12月推計－』厚生統計協会、2007年。
- 10) 社会保障審議会人口構造の変化に関する特別部会「『出生等に対する希望を反映した人口試算』の公表に当たっての人口構造の変化に関する議論の整理」2007年1月26日。
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/01/dl/s0126-4.pdf>
- 11) 前掲『平成18年度版 少子化社会白書』の巻頭言「少子化社会白書の刊行に当たって」(少子化・男女共同参画担当大臣高市早苗氏による) および、同書30ページ。
- 12) 前掲『日本の将来人口推計』、79-80ページ。
- 13) 社会経済生産性本部「労働生産性の国際比較 2006年版」2006年12月13日。
<http://activity.jpc-sed.or.jp/detail/01.data/activity000782/attached.pdf>
- 14) 経済財政諮問会議「成長力加速プログラム」2007年4月25日。
http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2007/0425/item9/item9_1.pdf
- 15) 社会経済生産性本部前掲書の数字では、日本の労働生産性上昇率は1995～99年には年平均0.46%と低迷し、2000～04年には年平均1.65%と大きく改善しているが、90年代半ばから日米生産性格差は開きつつある。
- 16) 原田泰・鈴木準『人口減少社会は怖くない』(日本評論社、2005年) は、この論点について説得的な議論を展開しているので参考されたい。
- 17) ほかに、2013年と2014年にもマイナス1.5%を下回る。前掲『日本の将来人口推計－平成18年12月推計－』より計算。同書84ページには生産年齢人口を15～64歳としたときの増加率

が示されている。その場合、2034～2043年の10年間がマイナス1.5%を下回り、ボトムはやはり2038年でマイナス1.93%である。

- 18) 国立社会保障・人口問題研究所編集『人口の動向 日本と世界－人口統計資料集－2007』厚生統計協会、2007年。57-58ページ。
- 19) 総務省の労働力調査詳細結果による。
<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/4hanki/dt/pdf/05500.pdf>
- 20) R. A. Easterlin and E. M. Crimmins, *THE FERTILITY REVOLUTION—A Supply-Demand Analysis—*, 1985. ch.1 & ch.2.
- 21) これについては、大淵寛・森岡仁『経済人口学』(新評論、1981年) 第3章、および、大淵寛『出生力の経済学』(中央大学出版部、1988年) の両著が有用で詳細な解説と分析を加えている。ほかに加藤久和『人口経済学入門』日本評論社、2001年。
- 22) H. Leibenstein, *ECONOMIC BACKWARDNESS AND ECONOMIC GROWTH*, 1957. ch.10. 三沢嶽郎監修・矢野勇訳『経済的後進性と経済成長』紀伊國屋書店、1960年、第10章。
- 23) H. Leibenstein, An Interpretation of the economic Theory of Fertility, *Journal of Economic Literature*, 12:2, 1974. p.475.
- 24) 経済同友会「活力ある経済社会を支える社会保障制度改革」2007年4月。
<http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2006/pdf/070403b.pdf>
- 25) 伊東光晴「老いの政治経済学」伊東光晴ほか編『老いの発見 5 老いと社会システム』岩波書店、1987年、所収。
- 26) 権丈善一『年金改革と積極的的社会保障政策』慶應義塾大学出版会2004年。270ページ。
- 27) 同上書、272ページ。
- 28) 盛山和夫『年金問題の正しい考え方』中公新書、2007年、134-141ページ。ここであげた式は盛山氏のものではなく、わかりやすさを最優先に単純化したものである。
- 29) 同上書、141ページ。
- 30) 同上書、134-5ページ。
- 31) スペインのビルバオではTFRは0.8にまで下がっている。30年毎に世代人口が4割に減少していくわけであるが、このような超々少子化に相対年金水準固定方式が耐えうるとは思われない。Deirdre Macken, *Oh no, we forgot to have children*, 2005. p.11. わが国においても、東京・京都・福岡などの中心区部では0.7台を記録している。金子勇『少子化する高齢社会』NHKブックス、2006年。33ページ。
- 32) 「社会保障給付87兆円」『日本経済新聞』2007年10月27日付け。国立社会保障・人口問題研究所「平成17年度 社会保障給付費」<http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/kyuhuhi-h17/h17.pdf>
2007年10月26日公表。2003年度→2004年度では、年金44.7兆円→45.5兆円、社会保障給付

超少子化と年金フリーライダー問題

費84.3兆円→85.6兆円、構成比はともに53.1%で、年々増額を重ねているが、比率は2002年度からやや足踏み状態である。国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障統計年鑑 平成18年版』法研、2007年。90ページ。

- 33) 財務省「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」2007年8月24日。
<http://www.mof.go.jp/gbb/1906.htm>
- 34) 母親の離職による機会費用も含めると第1子の費用は1億円にもなる。拙稿「日本における少子化の趨勢・原因・対策」『福井県立大学論集』第26号、2005年。
- 35) ここで「生涯」と述べたのは、無子世帯にも年金が支給される結果、子育て世帯への年金支給額がその分減少してしまうからである。なお、現行の年金制度は子持ちの家計から無子の家計への不平等な所得移転をもたらし、少子化を促進することで年金制度に更なる危機をもたらすことは、以下でも指摘されている。松浦克己・白波瀬佐和子「既婚女性の就業決定と子育て」『季刊社会保障研究』第38巻第3号、2002年。189、196ページ。松浦克己「遺産、年金、出産・子育てが生む格差」白波瀬佐和子編『変化する社会の不平等』東京大学出版会、2006年。167、175、192-4ページ。
- 36) 第2回「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議「基本戦略部会」配付資料「資料3 フランスの家族関係社会支出の日本的人口規模換算」2007年4月11日。
http://www8.cao.go.jp/shoushi/kaigi/ouen/kihon/k_2/pdf/s3.pdf
- 37) 国会や少子化対策会議の場で、年金保険料拠出の有無という一面的な基準でもって専業主婦こそがフリーライダーであるなどと主張される場合さえある。問題はそこにはなく子育てをしているか否かである。「少子化への対応を考える有識者会議 第1回働き方分科会議事要旨」1998年9月9日。<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syoshika/981005hatarakikata1.html>
「参議院厚生労働委員会」での審議、2004年6月3日。
<http://www.jtuc-rengo.or.jp/kurashi/nenkinkaikaku/tousouhonbu/news030.html>
- 38) 府川哲夫「少子化と社会保険」国立社会保障・人口問題研究所編『少子社会の子育て支援』東京大学出版会2002年。125ページ。高山憲之『信頼と安心の年金改革』東洋経済新報社、2004年。141ページ。
- 39) 最善の解決策は公的年金を基礎年金のみ（男75歳・女80歳から受給）とし、報酬比例部分（61歳～80歳の期間に受給）は積立方式とするもので、後者は政府管理型でも自由放任型でもないある程度の強制力や優遇措置を付加したものとされている。井堀利宏『「小さな政府」の落とし穴』日本経済新聞出版社、2007年。149-156ページ。なお、子育て期の親を20～30代としている（159ページ）のも問題である。子育て費用は高校・大学時代が最も大きいのだから、実態に即して、子育て期間は18年という前提で支援を考えるべきであろう。

- 40) 前掲拙稿で子育て手当の抜本的拡充について論じた。
- 41) 金子勇『都市の少子社会』東京大学出版会、2003年。金子前掲『少子化する高齢社会』。
- 42) 赤川学『子どもが減って何が悪いか!』ちくま新書、2004年。137ページ。
- 43) 『日経ビジネス』日経BP社、2005年4月18日号。79ページ。
- 44) 赤川前掲書、136ページ。
- 45) 同上書、182、187ページ。赤川氏はフリーライダー論と出生回復策を強く批判しながら、専門家向けの論文でも月額4万円の子ども手当を主張する。しかし、その根拠は「子どもの生存権のみに基礎づけられる」と言うのみで、なぜ子育てフリーライダー論と出生率回復を唱える金子案と「結果的にかなり近い」ものとなるのか判然としない。赤川学「人口減少社会における選択の自由と負担の公平」『社会学評論』56(1)、2005年、30ページ。
- 46) 永瀬伸子「子どものコストの推計：家計および資産面からの分析」日本人口学会編集『人口学研究』第28号、2001年。11ページ。
- 47) 金子前掲『都市の少子社会』、79-82ページ。同前掲『少子化する高齢社会』、30-38ページ。同じくフリーライダー問題を指摘しながらも子育て手当で対応したり(Bas van Groezen, Theo Leers, Lex Meijdam, Social security and endogenous fertility: pensions and child allowance as siamese twin. *Journal of Public Economics*. vol.87. 2003.)、他の保険と同様に年金もまたモラル・ハザードを生み人的資本投資（出生と教育）を減らすと論じながらも出産一時金で対応する(Hans-Werner Sinn, The pay-as-you-go pension system as fertility insurance and an enforcement device. *Journal of Public Economics*. vol.88. 2004.)論議もあるが、わが国では高齢者の4割近くが無子で1子を合わせると過半数になってしまうため、無理がある。
- 48) この意味で、本文末尾では金子氏の「子育て共同参画社会」という名称を避け、「2子3子家族応援社会」という名で呼んでおいた。
- 49) 島田晴雄・渥美由喜『少子化克服の最終処方箋』ダイヤモンド社、2007年。189ページ。
- 50) 関口智・伊集守直「税制改革の将来構想」神野直彦・井出英策編『希望の構想』岩波書店、2006年。162ページ。